

社会福祉法人新座市社会福祉協議会居宅介護支援事業及びホームヘルプ
サービス従事職員の特殊勤務手当支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会が実施する居宅介護支援事業のケアマネジメント業務及びホームヘルプサービスのサービスコーディネート業務に従事する職員の、特殊勤務手当の種類、手当の額、支給を受ける者の範囲及び支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類及び金額)

第2条 特殊勤務手当の種類は待機業務手当とする。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(支給を受ける者)

第3条 待機業務手当は、居宅介護支援事業及びホームヘルプサービスに従事する嘱託職員又は常勤の臨時職員が、ケアマネジメント又はサービスコーディネート業務に従事したときに支給する。

(支給期間と手当額の特例)

第4条 待機業務手当の支給期間は、月の初日から末日までとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。